

時事新報

第二千六百九十六號
 明治三十三年六月廿五日(水曜日)
 舊曆庚寅五月九日(丁丑)
 出刊時間 午前七時三十分
 入紙時間 午前六時五十分
 月入紙額 一元五角
 半年入紙額 七元五角
 一年入紙額 十四元五角
 零售每份 十文
 (西曆一千八百九十年)

時事新報定價
 時事新報一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價選
 送料廣告料ハ左ノ如シ
 一 報一箇月 一元五角
 一 報三箇月 四元五角
 一 報六箇月 八元五角
 一 報一年 十六元五角
 一 報一箇月 一元五角
 一 報三箇月 四元五角
 一 報六箇月 八元五角
 一 報一年 十六元五角
 一 報一箇月 一元五角
 一 報三箇月 四元五角
 一 報六箇月 八元五角
 一 報一年 十六元五角

時事新報廣告料前金
 一行五錢 活字廿四行 一日限 二日以上 七日以上
 一行 一付 十二日 十一日 十日 五日
 月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り
 時事新報配達の求めに應ず此場合は新聞代價一箇月
 前入金にして地方に郵送する分は此外に貼用する郵
 便印紙の代價を申受く可し

時事新報

農商務省の省是を定む可し(前説の續)
 農商務省は長官の交渉頻繁にして省是常に定まらず或
 は事務を繁くして徒に多くの勞費を要し或は時に新
 條例を發して實業社會を驚かし或は之れに干渉して其
 獨立を妨ぐる等我輩の眼に映じて見苦しきもの少な
 からず左れば斷然之を廢して斯かる省さき昔日に立ち返
 らんか或は大に改革して無類有用の一省と爲さんか今
 日の計、二者その一に居らざる可らず凡そ事を處分す
 るの常法は之を消極積極に分ち進んで擴張する積
 極的に出でんか退て手を縮める消極的の由らんか進退
 何れかを擇び可き筈にして農商務省の處分に就ても先
 づ此方法を講ぜざる可らずされども消極と云ひ積極と云
 ひ從來有りの儀の農商務省を其儘にして伸縮するのみ
 にては弊根病狀の如く唯その患部の面積を伸縮する
 るに過ぎざる可きのみ左れば農商務省を改革せんと
 するに當り其方法を消極積極の二様に分ちて有りの儀
 の事務を伸縮するのみにては所謂五十歩百歩にして其
 實効を見ざる可きが故に改革の必要ある今日に當りて
 爰に斷然省是を定む農商務省は農工商業を勤るの省た
 らずして之を勤るの省たらしむ可らず即ち農工商業に
 就き斯くすれば收穫を多くす可し、云々すれば商
 賣繁昌して工業進歩す可しなどとして事細く世話を焼
 き手引之を導くが如き獎勵法を用いず利を興すは人
 民路々の利益心に任じて傍より之を妨ぐるとなし唯政
 府の政策に於て若くは民間の事業に於て農工商業の發
 達を導するやうの事ならば常に其情實に着目して盡心
 極力獨立不偏の考を以て其害を防ぎ其利を通ずるの道
 を開くとを期す可し蓋し實業に従事する者は局處の利
 害に明かなれども其平常直接せざる大體の事務に通過
 して着眼の鋭敏なるを望む可らず然るに今實業社會を
 實業家の自から經營するに任せ政府直接に手を下して
 實業の策を導くに至らば銘策奇案も隨て減じ實業
 家自身に作りたる興隆は政府勸業部の理論に比して其
 水準の低きと固より言を待たざれども其低きは實業
 社會の自然に低きが爲りにして低き社會に高き論議は
 徒に事を繁くするに過ぎず從來農商務省にては農林事
 業と云ふ職權專士と云ひ高貴なる職權家を養成して實

業家を養成せしめんと勉めたるが如くなれども農學者
 の權能雖甚論は實際老農を感ぜしむるに足らず職權專
 士の馬病論は多年經驗ある馬口勞をして巧に噴飯せし
 むるが如きとありて學者は實業家を感ぜしむるに足ら
 ず實業家は學者を迂闊なりとして常に敬して之を遠げ兩
 々相對して何分折角の附き難きは今日の實際に於て然
 るものゝ如し然るに今此學者流の人が腦中一種の機關
 を濫して學理を何業も當て符めんとし事細く指圖する
 其中には地球氣候をも察せずして熱帯の植物を我國に
 移植し勸業の實を擧げたりと心得るものもなきに非
 ず或は商工業上に関して人情習慣の斟酌なく西洋諸國
 に行はるる法律文を翻譯して直に之を條例と爲し水面
 に喧嘩する群魚の上よりハサリと投網を下すが如く一
 時之を發布するが故に人民は法網中の魚と爲り所謂
 八方塞りにて進退當惑するが如き事情あるは毎度珍ら
 しからざるなり斯くて政府が條例を以て或は又獎勵法
 を以て農工商を迫ひ廻はし其指圖に従つて心にもなき
 ことを爲さしむるも猿廻しが猿を使ふが如く其猿たる
 者の迷惑は暫く許さず事所謂猿真似にして其の働は出
 來ざる可し左れば農商務省にても今後は勸業の念を絶
 り實業家の一念發起して自から爲すが儘に任じ夫れも
 行届かず是れも確達せずなどとして又候于涉の手を出さ
 ざるやう堅固に省是を定めざる可らず斯くて農商務省
 にて堅く勸業の手を封じ農工商業總べて人民の自營に
 任ずるとも爲らば干渉より放任に移るの際に事物の
 外、一時退歩の容體を呈するやも知る可らざれども
 是れは彼の餘植の樹木を更に大地に植へ換へるの際に
 一時凋衰の色を現はすと一般、深く根を人民の自力に
 托して漸次その氣勢を得るの日に至らば根底頗る堅固
 にして風霜烈日に耐ふるを得べし即ち農商務省に
 て民業自興の道を開くは實に今日の急務にして之れに
 處するは唯其勸業の手を袖にして無爲を守るの一策あ
 るのみ斯くて勸業興利に就ては毫も疑を容れざるに
 引き替へ農工商業の不利と爲り又妨害と爲るものに就
 ては其事の政府に出づると又民間に起るとに論ずる常
 に農工商を代表して之れが爲めに代言し又之れが爲め
 に辨護し寸毫の利害をも争ふて假借依怙する所なく農
 商務省をして農工商の利害を代表し又之を護衛するの
 特色を呈せしむると最も肝要なる可きあり(未完)

官報
 朕軍人恩給法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セム
 御名 御璽
 明治三十三年 內閣總理大臣伯島山縣有朋
 六月二十日 陸軍 大臣伯島大山 藏
 海軍 大臣子爵津山實紀
 法律第四十五號
 軍人恩給法
 第一章 總則
 第一條 陸海軍軍人ニシテ現役ヲ離レル者ハ此法律
 ノ規定スル所ニ依リ恩給ヲ受クルノ權利ヲ有ス○第二
 條 陸海軍軍人恩給ハ左ノ六種トス一 退職恩給二
 死後恩給三 增加恩給四 賑恤金五 給助金六

扶助料○第三條 退職恩給、死後恩給、增加恩給及寡
 婦ノ扶助料ハ終身、孤兒ノ扶助料ハ年齢滿二十歳ニ至
 ルマテ賑恤金、給助金ハ一時限リ之ヲ給ス
 第二章 退職恩給ハ唯士官以上ニ掲クル事項ノ一ニ
 第四條 退職恩給ハ左ノ如クシテ之ヲ給ス一 現役十一年以上ニシテ定限
 ノ年齢ニ達シ又ハ定限ノ年齢ニ達セサルモ傷病ヲ受ケ
 若クハ疾病ニ罹リ現役ヲ離レタル者ハ傷病ヲ受ケ一
 戰闘及戰時平時ニ拘ハラズ公務ノ爲メ傷病ヲ受ケ一
 以上ノ用ヲ失ヒ若クハ之ニ準ズヘキ者ニシテ職退シ
 ルトキ二 戰地ニ於テ流行病ニ罹リ又ハ戰時平時ニ
 拘ハラズ公務ノ爲メ健康ニ有害ナル感傷ヲ受クル者
 キコト能ハスシテ勤務ニ從事シ爲メニ一肢以上ノ用
 ヲ失ヒ之ニ準ズヘキ者ニシテ職退シタルトキ三 現
 役十一年以上ニシテ未ダ定限ノ年齢ニ達セズニシテ
 停職滿期若クハ論旨ニ依テ職退シタルトキ○第五條
 死後恩給ハ下士以下左ニ掲クル事項ノ一ニ當ルトキ
 一 現役十一年以上ニシテ定限ノ年齢ニ達シ
 又ハ定限ノ年齢ニ達セサルモ服役滿期トナリ或ハ傷病
 ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リ服役ニ堪ヘス死官若クハ現役
 中ニ死シタルトキ二 第四條第二又ハ第三ニ由リ死官
 若クハ現役中ニ死シタルトキ○第六條 退職恩給、死
 後恩給年額ハ軍人恩給法ニ依リ之ヲ算ス○第七條
 一 現役中ニシテ死シタル者ハ第一號表若クハ第二號
 表ニ依テ之ヲ給ス但現役四十一年以上ノ者ハ給スヘキ恩
 給ハ四十年ノ額又十一年未滿ノ者ハ給スヘキ恩給ハ十
 一年ノ額トス○第七條 軍人現役十一年以上ニシテ十
 官ニ任シタル者又ハ文官ヲ兼任スル者十五未滿ニシ
 テ退官退職スルトキハ軍人ノ服役年數ニ對シテ恩給ヲ
 給ス其十五年以上ニシテ退官退職スルトキハ文武官ニ
 比較シ恩給年額ノ多キ方ヲ給ス○第八條 退職恩給、
 死後恩給ヲ受ケタル後再ハ現役ニ就キ滿一年以上服役
 シタル者退職又ハ死官若クハ現役中ニ死シタルトキハ
 左ノ區別ニ依リ恩給ヲ給ス一 再ハ現役中ニ死シタル
 キノ現官階級初恩給ヲ受ケタルトキノ官階級同額トス
 サルトキハ前役年數ニ再役年數ヲ通算シ再役ノ官階級
 對シテ恩給トシ恩給トシ比較シ其多キ方ヲ給ス二
 前後ノ官階級同額トス三 再役ノ年數ニ依リ恩給ヲ増
 加ス但前役十一年未滿ニシテ恩給ヲ受ケタル者ニ在テ
 ハ前後通算シテ十二年以上ニ至ラザレバ增加セズ○第
 九條 增加恩給ハ戰闘及戰時平時ニ拘ハラズ公務ノ爲
 メ傷病ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リ左ニ掲クル事項ノ一ニ
 當ル者ニ退職恩給、死後恩給ノ外特ニ給スルモノトス
 一 兩眼ヲ盲シ若クハ二肢以上ニシテ失明シタルトキ二
 前項ニ準ズヘキ傷病ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リタルトキ
 三 一肢ヲ失明シ若クハ二肢ノ用ヲ失ヒタルトキ四
 前項ニ準ズヘキ傷病ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リタルトキ
 五 一肢ヲ盲シ若クハ一肢ノ用ヲ失ヒタルトキ六
 前項ニ準ズヘキ傷病ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リタルトキ
 ○第十條 增加恩給ノ年額ハ軍人ノ服役年數ニ依リ之ヲ給ス
 生シタルトキノ現官階級ニ從ヒ第三號表ニ依リ之ヲ給ス
 ○第十一條 戰闘及戰時平時ニ拘ハラズ公務ノ爲メ傷
 病ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リ恩給ヲ受ケタル者ハ之ヲ受ケ
 レバ現役中ニシテ後重症ニ趨キタル者ハ左ノ期限内ニ
 檢査ヲ受ケタルトキハ檢査ノ上相當ノ恩給ヲ給ス一
 一眼ヲ盲シ若クハ一肢ノ用ヲ失フニ至リタル者若クハ
 之ニ準ズヘキ者ハ現役中ニシテ二箇年二箇年ニ
 一肢ヲ失明シ若クハ二肢ノ用ヲ失フニ至リタル者若クハ
 一肢ヲ盲シ若クハ一肢ノ用ヲ失フニ至リタル者若クハ
 之ニ準ズヘキ者ハ現役中ニシテ三箇年○第十二條 傷
 病ニ起因シ恩給ヲ請求スル者ハ左ノ書類ニ依リ證明
 スヘシ一 傷病疾病ノ原因ハ現認證書又ハ之ヲ證明
 スル公文ノ寫若クハ口供書二 傷病疾病嚴重ノ度ハ陸
 海軍醫官ノ證書若クハ陸海軍醫官ノ査察ヲ受ケタル醫
 師ノ證書○第十三條 退職恩給、死後恩給、增加恩給ノ支
 給ハ現役中ニシテ死シタル日ヨリ開始シ死亡ノ月ヲ以
 テ終ルモノトス
 ○第三章 賑恤金、給助金
 第十四條 賑恤金ハ下士以下左ニ掲クル事項ノ一ニ當
 リ第九條第六ヨリ輕症ニシテ死後恩給ヲ受ケタル者ニ
 之ヲ給ス一 戰闘及戰地公務ノ爲メ傷病ヲ受ケ若ク
 ハ第四條第三ニ由リ死シタル者ニ依リ之ヲ給ス二
 戰時平時公務ノ爲メ傷病ヲ受ケ若クハ第四條